吸水性試験	ＪＩＳ　Ｌ1907
ロープリード・長さ・質量・線密度試験	ＪＩＳ　Ｌ2701 ＪＩＳ　Ｌ2703 ＪＩＳ　Ｌ2704 ＪＩＳ　Ｌ2705 ＪＩＳ　Ｌ2706 ＪＩＳ　Ｌ2707
ロープ引張強さ試験	ＪＩＳ　Ｌ2701 ＪＩＳ　Ｌ2703 ＪＩＳ　Ｌ2704 ＪＩＳ　Ｌ2705 ＪＩＳ　Ｌ2706 ＪＩＳ　Ｌ2707
敷物寸法・寸法変化試験	ＪＩＳ　Ｌ4406
ロックウェル硬さ試験	ＪＩＳ　Ｚ2245
ガラス透過・反射・日射熱特性試験	ＪＩＳ　Ｒ3106 ＪＩＳ　Ｒ3212 ＪＩＳ　Ｒ3213 ＪＩＳ　Ｒ3220 ＪＩＳ　Ｒ3221
ガラス寸法試験	ＪＩＳ　Ｒ3206 ＪＩＳ　Ｒ3209 ＪＩＳ　Ｒ3212 ＪＩＳ　Ｒ3213
ガラス耐久性試験	ＪＩＳ　Ｒ3205 ＪＩＳ　Ｒ3209 ＪＩＳ　Ｒ3212 ＪＩＳ　Ｒ3221
ガラス強度試験（衝撃）	ＪＩＳ　Ｒ3205 ＪＩＳ　Ｒ3206
家具強度等試験	ＪＩＳ　Ｓ1021 ＪＩＳ　Ｓ1200 ＪＩＳ　Ｓ1201 ＪＩＳ　Ｓ1202 ＪＩＳ　Ｓ1203 ＪＩＳ　Ｓ1204 ＪＩＳ　Ｓ1205 ＪＩＳ　Ｓ1207
プラスチック容器試験	ＪＩＳ　Ｓ2029
構造試験	ＪＩＳ　Ｓ2093
荷重試験	ＪＩＳ　Ｓ2147
耐食性試験	ＪＩＳ　Ｓ2147
振動試験	ＪＩＳ　Ｓ2093 ＪＩＳ　Ｓ2147 ＪＩＳ　Ｓ3031
気体流量試験	ＪＩＳ　Ｓ2093
燃焼機器等耐熱・耐寒性試験	ＪＩＳ　Ｓ2147
耐ガス性試験	ＪＩＳ　Ｓ2147
落下試験	ＪＩＳ　Ｓ2147
保安用品等構造試験	ＪＩＳ　Ｔ8101 ＪＩＳ　Ｔ8131 ＪＩＳ　Ｔ8133
安全帽等機械的試験	ＪＩＳ　Ｔ8133
車椅子機能試験	ＪＩＳ　Ｔ9201
車椅子強度・耐衝撃性・耐久性試験	ＪＩＳ　Ｔ9201
ブリネル硬さ試験	ＪＩＳ　Ｚ2243
光触媒材料空気浄化性能試験	ＪＩＳ　Ｒ1701－1
抗かび性試験	ＪＩＳ　Ｌ1921
磁気特性試験	ＪＩＳ　Ｃ2550－1 ＪＩＳ　Ｃ2556

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十三号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第二項又は第六十五条第二項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

3　この告示の施行の際、現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。

第明治三十種郵便物認可